

開催日:令和 6 年 12 月 19 日

会議名:令和 6 年第 5 回定例会(第 4 日 12 月 19 日)

○(吉田章浩議員) 皆様こんにちは。公明党議員団の吉田章浩でございます。

今回は1項目めに、高槻市水道事業の将来にわたる安定経営に向けて～蛇口から水が飲めるあたりまえを続けていくために～について、2項目めには、共に子どもたちを育む学校の環境づくりについてを一般質問させていただきます。

1項目めの高槻市水道事業についてです。

タイトルに掲げました将来にわたる安定経営に向けてにつきましては、皆様御存じのとおり広報誌「たかつきDAYS」7月号と一緒に全戸配布されました高槻市水道部のチラシの吹き出しにある文言のことです。

こちらがそのチラシでございます。

どうか水道部の皆様にはさらなる周知と、市民の皆様には本市の水道事業の現状を注視していただければと思います。この同じ紙面に学識経験者や市民代表による審議会から答申を受け取りましたと記されているとおり、今年5月に答申を受け取られ、6月議会の福祉企業委員会協議会でその内容について報告がなされました。

審議会からの答申内容は、水道管路の着実な強靱化を推進するとともに、その財源の確保として水道料金の見直しや企業債の借入れの在り方について検討されたいとありました。

6月の委員会協議会の報告では、水道部としてこの答申を踏まえて、今後、具体的な方策を検討していくとのことでありましたが、答申から半年がたった今、検討の状況はどのようになっているのか、今後の安定経営についてお聞きしたいと思います。

初めに、高槻市の水道施設の多くは昭和30年代以降の人口急増期に集中的に整備され、今では全長1,075キロメートルで直線距離にして高槻市から札幌市までの距離と言われていました。

中でも、法定耐用年数40年に対して超過したものや今後20年で超過するものを合わせて780キロメートル。水道管の更新費用は1キロメートル当たり約2億円かかり、さらにこれらの施設が続々と更新時期を迎えるとされ、6年後の令和

12年度までに約224億円が必要と試算をされています。また加えて、原材料価格や電気代の高騰により建設費や維持管理費が上昇していく状況です。

1問目の1点目として、ライフラインである水道事業について本市は80年以上、安全な水を安定的に供給してこられました。今後の施設更新等について、まずは水道部としての考え方をお聞かせください。

2点目につきましては、税金ではなく利用料金での独立採算制の事業者として、これまでの取組や経営状況を含め、諮問に至る背景と経過について説明をお願いいたします。

3点目につきましては、答申を受け、水道部においてどのような検討や取組を進めてこられたのか、お聞かせ願います。

以上、1問目といたします。

〔水道部長(船本松雄)登壇〕

○水道部長(船本松雄) 水道事業の経営に関するご質問にお答えいたします。

まず、**1点目**の今後の施設更新等の考え方についてでございますが、市民の財産である水道施設を次の世代に継承し、将来発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害時においても安全な水を安定的に供給し続けるためには、増大する施設の更新需要に対応して計画的に更新を進めていく必要があると考えております。

次に、**2点目**の水道事業審議会への諮問の背景・経過についてでございますが、これまで水道料金の徴収・検針業務や大冠浄水場の夜間・休日運転監視業務の外部委託化、芥川受水場・天神山第一配水池の廃止など、事業の見直しとともに給水量の減少傾向を見据えて管路のダウンサイジングを進め、大冠浄水場の自己水の給水区域の拡大により大阪広域水道企業団への受水費の削減を図るなど、コスト縮減による効率的な経営に努めてまいりました。

しかし、水需要の減少や施設・管路の更新需要の高まりなど、収入の減少と支出の増加が今後も続くことが見込まれ、令和12年度には収支赤字と資金不足に転じるとの見通しの中、水道事業の経営状況の精査、課題の整理を行い、将来にわたり安定した経営を行うための方策について多角的な視点からご審議をいただくため、令和5年8月に水道事業審議会に諮問したものでございます。

次に、3点目の答申後の検討・取組の状況についてでございますが、水道施設の強靱化につきましては、基幹管路・重要給水施設管路の耐震化を着実に進めるために必要な事業費の精査を行ったところでございます。

また、大冠浄水場につきましては、浄水処理工程の段階的更新を進めてまいりましたが、9月議会の福祉企業委員会協議会においてご報告いたしましたとおり、国におけるPFAS類の規制値や処理方法に関する検討の方向性が明らかになるまでの間、更新事業を見合わせることにいたしました。今後も引き続き、国における動向を注視してまいりたいと考えております。

財源確保の方策といたしましては、今後の管路更新の事業費などを含めた収支の見通しを試算した結果、令和17年度には約132億円の資金不足が見込まれます。これを水道料金の見直しや企業債の活用などにより増収を図る必要があり、水道料金については答申で示された本市の料金体系の課題の是正や必要な水準への見直しを、企業債については妥当な水準での活用に向けて検討を進めているところでございます。

また、国において能登半島地震の被害状況を踏まえ、避難所など重要施設に係る水道管・下水道管の一体的な耐震化の必要性が示され、これを受け下水道部局とも調整し、重要給水施設管路の耐震化の推進を図りながら、国の補助金の活用について検討を行っているところでございます。

これらの検討と併せて、水道事業の現状や経営の見通し、耐震化の必要性などについて理解を深めていただくため、答申の要点を掲載するなどホームページの充実を図るとともに、広報誌7月号及び12月号において、折り込みチラシを市内全戸に配布いたしました。さらには、高槻阪急スクエア、イオン高槻や産業フェスタにおいて水道PRブースイベントを開催し、パネル展示やクイズ企画、アンケートなどを実施し、水道事業に対する理解促進に取り組んでまいりました。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただき、1点目につきましては、市民の財産である水道施設を次世代に継承していくこと、また、大規模災害時においても安全な水を安定して供給し続けるために、施設を計画的に更新していく必要があること。

2点目では、これまで外部委託によるコストの縮減や施設の整理、ダウンサイ

ジング、企業団への受水費の削減など改善を図ってこられました。水需要の減少等に伴う収入の減少、支出の増加により収支赤字、資金不足等の見直しから、水道事業審議会に諮問されたとのことでありました。

3点目については、今年、元日の能登半島地震の発災より間もなく1年を迎えようとしています。当時、最大約13.7万戸が断水し水道管の被害は過去最大規模と言われ、国土交通省は全国の水道管を対象に耐震化の調査を行った結果、石川県内では、避難所など災害時の重要施設で上下の水道管がいずれも耐震化されていたのは13%と、全国平均を下回っていると公表されました。

それでも多くの支援により、5月28日時点で98.2%まで水道本管復旧済みとなっていますが、約半年後の状況であり大変ご苦労されたと思います。今後も一日も早いまちの復興をお祈りするばかりでございます。

また、6年前には本市が震源地となった大阪府北部地震では、下田部町において大阪広域水道企業団の水道管が破損。濁水・断水8万5,900戸、復旧までに2日かかり、水道管を通る水がライフラインと言われる重要性を感じました。

このような状況から管路の耐震化については、基幹管路を中心とした耐震適合率の向上に加え、重要給水施設に対する上下水道の一体的な耐震化の必要性を踏まえ、耐震適合率100%の重要給水施設数を増やす取組が必要とされています。管路の耐震化の重要性などから、これまでの取組や答申による様々な検討を行ってこられたことについては理解をいたしました。

今後、危惧される南海トラフ大地震に備え、安定給水を堅持するため、上下水道の一体での耐震化の推進も含め、着実に進めるようお願いしておきます。

2問目になりますが、**1点目**にPFASについては健康被害も懸念されているところですが、地下水をくみ上げ家庭に供給する大冠浄水場では、国の動向を踏まえるため、更新事業は延期し国の検討内容を注視していくとのことでありました。国の現時点での方向性や本市の考え方、現状は問題はないのかなど、更新事業の延期についての状況説明をお願いいたします。また、このことについて、市民の皆様からのお問合せなどがあればお聞かせ願います。

また**2点目**について、耐震化などを着実に推進するためには、令和17年度には約132億円の資金不足が見込まれ、そのため企業債をどの程度借り入れる

のかを検討していくとのことでした。そもそも資金不足が見込まれる要因は何なのか。少子高齢化や人口減少社会、また単身世帯の進行は様々な場面で心配をされていることは理解をしていますが、今までの料金体系の考え方はどうだったのか。

12月に全戸配布されたチラシには、北摂7市の1か月の水道料金の比較がされて、本市は最も安価な状況ですが、今後どのように見込んでいるのか。施設整備や強靱化の重要性より、水道料金の見直しについては一定やむを得ないことだと考えますが、例えば水道料金がどのように使われているのか、チラシに記されている以上に丁寧な説明が必要だと思います。

そして3点目には、本市ではこれまで企業債を活用してこられませんでした。今後、事業を継続していくためには将来に過度な負担とまらない範囲で企業債を借り入れることは有効だと思います。どのような内容の見直しを検討しているのか、説明をお願いいたします。

さらに4点目について、市民の理解促進にチラシやイベント、アンケートなどの取組を行ってこられましたが、市民の理解は深まったのか、アンケートの結果はどうであったのか、お聞かせください。

○水道部長(船本松雄) 水道事業に関する2問目にお答えいたします。

まず、1点目のPFASに関する国の方向性や本市の考え方についてでございますが、令和6年9月の福祉企業委員会協議会でご報告させていただいたところですが、国が定めるPFOS・PFOAの暫定目標値50ナノグラムに対し、本市の水道水は本年7月の測定結果では18ナノグラムであり、暫定目標値を下回っております。

また、国においては7月から水道水の水質に関する規制の検討をする水質基準逐次改正検討会及びPFOS・PFOAに係る水質目標値等の専門家会議で今後の方向性についての検討が始められ、来春をめどに検査や公表を義務づける水質基準への引上げを含め、対応の方向性を取りまとめると示されたところでございます。

このように、国において今後のPFAS類の規制値や処理方法に関する方向性が定まり、除去の必要性の有無が明らかになるまでの間、更新事業を見合わせることにしております。

また、市民からのお問合せにつきましては、高槻市の水道水は大丈夫か、飲んでも問題はないのかなどのお問合せが本年4月から11月までに37件あり、国の基準値を下回っており安全であることをご説明し、ご理解をいただいております。

次に、**2点目**の料金体系等についてでございます。

水道事業における費用の大半を占める施設の維持管理や更新に係る経費である固定費は、本来は基本料金で回収するべきとされているところ、本市ではこの固定費の大半を従量料金で賄っており、従量料金の割合が高い体系となっております。

また、他市と同様に逓増制の料金体系ではございますが、本市では逓増度が比較的高い体系となっており、中でも基本料金と一般家庭用の少量使用者の従量料金は特に安価に設定しているため、家庭利用件数のうち8割以上で料金が給水原価を下回る状況となっております。

このように、使用水量による料金収入の変動が大きく、水需要の減少下では経営に影響を及ぼす料金体系であることから、基本料金と従量料金のバランスの改善と原価割れの是正に重点を置き、他市の料金水準も勘案した上で、市民生活への影響に配慮しながら見直しの検討を進めているところでございます。

次に、**3点目**の企業債についてでございますが、本市ではこれまで償還利息による支出増加を懸念して借入れを控えてまいりましたが、今後見込まれる多額の事業費を現在世代・将来世代との間で公平に負担いただくとの観点から一定の活用は必要と考えており、過度な負担とならないよう借入れ水準の検討を進めているところでございます。

最後に、**4点目**の広報についてでございますが、ブースイベントでは約1,500人の市民の方と直接コミュニケーションを取りながらクイズやアンケートを実施し、水道料金を基に経営を行っていることを知らなかった、水道管の更新費用が高いことが分かったといったご意見をいただくなど、理解促進を図れたと考えております。

アンケート結果につきましては、こうしたご意見のほか今後水道部に期待するものとして、災害に強い水道と答える声が多く、強靱化の重要性について一定のご理解をいただけたものと考えております。

今後も水道事業に対する理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信を継続してまいります。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) 3問目は意見と要望を申し上げます。

これまでのお聞きしてきましたが、何よりも市民の皆様が安全で安心して飲む水道水であることが大切で、自然災害等に備える水道管の強靱化、PFASなどへの適切な対応が重要です。

また、これまでの外部委託化等での経営改善の取組などは一定評価していますが、今後の技術者の人材育成など、新たな課題も感じられるところであります。

そして、水道料金の見直しについてはこれまでの水道環境の歴史から、一般家庭の少量使用者への配慮、基本料金と少量使用者の従量料金が特に安い料金体系になっていること。

しかし近年、世帯人員の減少や単身世帯の増加など1世帯当たりの料金収入が減少傾向にあり、給水に要する費用を下回る原価割れの件数が増加傾向にあることは、時代背景の変化や現況による課題であります。

原価割れを改善することや水道管の強靱化への資金不足が見込まれることから、料金の見直しにつながっています。しかし、現状の物価状況を勘案すると、できる限り負担軽減を図れるよう経過措置の導入もぜひとも検討をお願いいたします。

これら独立採算の公営企業ではありますが、高槻市の施策としてコロナ禍や物価高騰対策として市民全般に関わることから、私たちも要望し、一般会計を活用して水道基本料金の無償化をこれまで5回にわたり実施していただきました。

今回の課題解決に向けても市民全体に関わることであり、高槻市としての支援策としての取組も必要だと思うことから、早期に取り組めるようお願いいたします。

そして、これらのことが市民の皆様にご理解いただけるよう、特に水道料金の見直しについては、引き続き積極的に広報など丁寧な説明をお願いしておきます。

最後、繰り返しになりますが、今後も企業努力を徹底し、負担軽減を図りながら施設の強靱化と安定経営を確立し、どのようなことがあっても安全で安心して蛇口から水が飲める当たり前を続けていただけるよう、よろしくお願いをこの質問を終わります。

＊

次に、2項目めの共に子どもたちを育む学校の環境づくりについて、教員業務支援員についてを、校長をはじめ教職員や地域、家庭など、子どもたちの成長をとともに見守り、ともに育む役割の大切さを感じ、質問をさせていただきます。

初めに、高槻市教育振興基本計画には、めざす社会像を多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、安全で安心して豊かに暮らせる社会と定義づけ、その社会の構成員となる目指す子どもの姿として、人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子どもとされ、社会参画力を子どもたちが身につけられるよう、たかめる力、かながえる力、つながる力、きりひらく力の4つのつきたい力を設定し、本計画に基づき教育施策を着実に進めていくとされています。

また、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、学校力の向上、家庭力の向上、地域力の向上など、子どもの社会参画力を育むことや取り巻く環境力を高めることを、教育委員会での様々な事業や学校環境では教職員、専門職、地域、家庭など多くの大人が、子どもたち一人一人の成長を見守り育んでいただいています。

これらのことから、令和6年度の全国学力・学習状況調査においては、小中学校の国語・算数では全国や大阪府の平均を上回る結果になっていることや、文化やスポーツ等に関しても優秀な成績を残すなど、子どもたちの成長を未来に向けて継続的に進めていただきたいと思います。しかし一方で、いじめや不登校、ヤングケアラーなどの課題もあり、一人一人のケアの重要性も強く感じているところです。

しかし、教育現場の現状は新聞のコラムや報道によると、子どもたちにとって最大の教育環境は教員自身、しかし、全国的に学校現場の教員不足が指摘され、教育の質にも関わる教員の働く環境の改善を着実に進める必要があると言

われています。

文部科学大臣の諮問機関、中央教育審議会は今年8月、教員の確保に向けた総合的な方策を取りまとめ、文科大臣に答申をしました。教員の働き方改革の加速化や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実について、一体的に推進する施策を打ち出したことを評価したいと思います。

しかし、教員を取り巻く環境の改善は喫緊の課題で、常態化する長時間労働に対し、文科省は教員業務の適正化や支援スタッフ配置などの対策を進めてきましたが、十分には改善されていない状況で、公立学校の教員採用試験の倍率は6年連続で過去最低を更新しており、成り手不足も深刻だと指摘されており、近未来の教育環境に不安を感じるところであります。

その上で、答申では時間外勤務について、過労死ラインとされる月80時間超えの教員を0にすることを最優先にし、全ての教員で月45時間以内にすることを目標としました。大切なのは実際に労働時間の短縮につながる具体的な取組であり、教員の定数を増やすとともに、各教員が抱える業務を確実に減らす必要があるなど強調されています。

改めて平成31年3月18日付の文部科学省からの、学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知を確認しますと、学校における働き方改革の目的は、現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることであると示されています。

教員の勤務時間の考え方は、超勤4項目と言われる、校外実習や生徒の実習に関する業務、修学旅行や学校行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害などのやむを得ない場合に必要な業務以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる時間を対象とすることを基本とし、校外の勤務についても職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について把握し、これらを合わせて在校等時間として勤務時間管理の対象とすると、時間外在校等時間の上限指針には示されています。

ただし、休憩時間は除かれています。このような勤務時間をどのように考えるの

か、厳しい勤務時間の中で、教員の皆様は子どもたちにとって最大の教育環境となり得るのでしょうか。

審議会の答申を踏まえ、時間外勤務、いわゆる時間外在校時間の上限の目安の時間は1か月の超過勤務は45時間以内、1年間については360時間以内とされています。

お尋ねしますが、本市の小中学校の時間外在校時間について対象者を含め、勤務内容と時間の実態をお聞かせ願います。また、国が推進する勤務時間についての本市の方針や取組内容など見解をお聞かせください。

○教育次長(青野 淳) **1問目**の小中学校の時間外在校時間と本市のこれまでの取組等について、ご答弁申し上げます。

本市における令和5年度の時間外在校時間の1か月の平均は、管理職につきましては小学校で42時間9分、中学校では58時間42分でございます。

また、一般職につきましては小学校で24時間49分、中学校では50時間57分でございます。

勤務内容としましては、時期等によって様々ですが、授業準備、生徒指導、成績処理、部活動などがございます。

本市におきましても1か月の時間外在校時間が国が示す上限の45時間、年間360時間を超える教員がいることは認識しているところであり、学校や教員が担うべき業務と学校以外が担うべき業務を整理するなど、教員のこれまでの働き方を見直し、実効性のある対策を講じる必要があると考えております。

具体的な取組としましては、これまで一斉退校日の設定、夏季休業中の学校閉庁日の設定、自動応答電話による時間外電話対応の負担軽減、学校教育活動サポーターや支援スタッフの配置充実、校務支援システムを活用した出退勤管理や事務作業の負担軽減などの取組を進めるとともに、学校だけでは解決が難しい事案が発生した際に、学校を支援する目的で指導主事や校長OB、専門家等で構成される学校問題解決チームを派遣し、緊急課題に対する学校の取組の支援なども行ってきました。

また、児童生徒へのきめ細かな学習指導・生徒指導を目的として実施してい

ます小中学校全学年での35人学級編制に関しましても、教員の負担を減らす側面もあり、時間外在校時間の短縮に寄与しているものと考えています。

各学校におきましても、教職員の時間管理意識を高めるとともに、校務分掌の見直しや会議の精選、保護者からの欠席連絡のデジタル化、学校行事の精選・重点化、オンライン会議の実施など工夫をしながら様々な取組を実践しているところです。

今後につきましても、子どもたちによりよい教育を行うことができるよう、保護者や地域の方の理解や協力を得ながら、教員の働き方改革を推進してまいります。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) さて、中央教育審議会の答申では「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状として答申され、日本の学校教育は全国的に一定水準の教育を保障し、国際的にも高く評価され、教師の献身的な努力の成果であるとしています。

また、新たな学びの実現に向けてGIGAスクール構想の進展等、日本の学校教育はさらなる高みを目指すとしています。

しかし、我が国の教師を取り巻く環境の現状は1問目でも述べましたとおり、時間外在校等時間の上限指針の策定より、平成28年度において小学校が約59時間であったところから令和4年度では約41時間に、中学校においては約81時間が約58時間に減少していますが、依然として時間外在校等時間の長い教師が存在し、教師不足も憂慮すべき状況にあります。また、教師のメンタルヘルス対策も喫緊の課題とされています。

ご答弁でもありましたように、本市においては令和5年度では、小学校管理職が月平均42時間9分、中学校が58時間42分、一般職では小学校が24時間49分、中学校が50時間57分といずれも高水準にあることが分かりました。これらのことを解消することが必要であり、専門職や一般職の役割など、役割分担を明確にしていくことが大切なことから、文科省は教員業務支援員の協働を推進し、みんなにとってよりよい学校を目指すとしています。

手引による支援員の役割として例えば、授業に関することでは学習プリント宿

題の印刷・仕分、跳び箱やネット張り、プール等の体育授業等の準備、ICTに関することではホームページの更新や学校だより、学年通信簿の作成補助、その他では来客や電話対応などが例示されています。

これらの業務は、今まで多くの教職員が対応されてきたことで、これを代替・補助する業務支援員が設置されることで、教職員の専門的な本来の活動ができ、授業の念入りな準備こそ授業の充実に通じ、児童生徒の成長と本市が目指す子どもたちの姿を達成できるのではないかと強く感じるところであります。そして、子どもたちにとって最大の教育環境は、教員自身と言える環境ができるのではないのでしょうか。北摂地域においても、吹田市、摂津市、茨木市など先に取組を始められており、本市での取組に期待を寄せる思いです。

お尋ねしますが、文科省が示す「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、また、時間外在校時間について高水準となっている本市の状況、教員業務支援員を要望させていただきたいと思いますが、それぞれの見解をお聞かせ願います。

○教育次長(青野 淳) **2問目**の質問についてご答弁申し上げます。

本市教職員の時間外在校時間については、全国平均を下回っているものの、長時間勤務が続いていることに関しては喫緊の課題として捉えております。文部科学省の「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策を踏まえた取組の徹底等についての通知では、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフのさらなる配置の充実の必要性が示されております。

本市におきましては、これまでもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、校区学校司書、読書活動協力員、特別支援教育支援員、不登校等支援員など多様な専門性や経験を持つ人材の配置・充実に努めてまいりました。各学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員と支援スタッフが連携・分担することにより、課題の解決を図るとともに教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、本来担うべき学習指導や生徒指導の充実を図ることにつながっていると考えています。

教員業務支援員の配置については、他市の事例等の情報を収集するなど検討を進めているところです。業務の依頼の仕方などを工夫し、教員と支援員と

の適切な協働体制を構築することで、長時間時間の解消や教員の健康と子どもと向き合う時間の確保、勤務時間内での研修等の時間の確保による教員の資質能力の向上につながると考えております。

今後も教員の働く環境の整備を進めることで、教職への魅力を向上させ、教員不足の解消にもつながるよう、引き続き施策を進めてまいります。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) 本市教職員の時間外在校時間など長時間勤務が続いている現状認識から、チームワークによる連携・分担による課題解決へ、教員業務支援員についての検討も進められ、教師が子どもに向き合える時間の確保や資質の向上など、教員の働く環境整備に努められていることを理解をいたしました。

その上で学校環境での教師の健康や相談窓口、処遇改善などは国等にも期待をしながら、本市においては早期に教員業務支援員を配置していただき、学校環境の充実をお願いいたします。

最も大切だと思うことは、子どもたちの成長を学校、地域、家庭などの皆様とともに見守り、皆様とともに育んでいくことだと思います。

最後に、高槻市の子どもたちへの教育のさらなる充実について西田教育長のご決意をお聞かせいただき、私の一般質問を終わります。

○教育長(西田 誠) 高槻の教育の充実についてご答弁申し上げます。

教育は人なりと言われるように学校教育で最も重要な教育環境は教員であり、教員は教育の要であります。その使命と専門性を十分に発揮できるよう、教員の働く環境を整えることは学習指導、生徒指導、地域連携の取組を一層充実させ、よりよい教育の実現につながると考えております。

また、これからの学校教育は、教員一人一人の専門性を高めることに合わせて、保護者や地域など多様な専門性や経験を持つ方々との連携や協働により、子どもたちを成熟した市民、実力ある大人へと育てていくことが大切であり、我々はこのことを念頭に施策を展開・推進していく必要があると考えております。

よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという矜持を持って、高槻の教育のさらなる充実に向けて全力を尽くしてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。